

平成30年度桐生市職員採用試験(平成31年4月採用)

申し込みは12月18日(火)まで

申し込みは、12月18日(火)まで(土・日曜日を除く)に、直接(午前8時30分から午後5時15分まで)または郵送(必着)で人事課(市役所3階、〒376・8501桐生市役所)へ。

担当(☎内線542)へ。

採用予定人数Ⅱ各1人

上級土木・上級建築・上級電気 (2次募集)

動物飼育員

試験期日Ⅱ平成31年1月6日

試験期日Ⅱ平成31年1月6日

(日)※第1次試験合格者に対する第2次試験は平成31年1月20日(日)の予定です。

(日)※第1次試験合格者に対する第2次試験は平成31年2月上旬の予定です。

試験場所Ⅱ桐生市役所

試験場所Ⅱ桐生市役所

試験内容Ⅱ大学卒業程度の教養試験、専門試験、適性検査

試験内容Ⅱ作文、面接

対象Ⅱ平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかの要

件に該当する人

対象Ⅱ昭和59年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかの要

件に該当する人

・ 大学(大学院および短大を含む)、高専、専修学校などにおいて動物に関連する課程・学部・学科を卒業・修了(見込み)の人

・ 高校で動物に関連する学科を卒業(見込み)の人

・ 動物飼育技師の資格を有する人

・ 動物飼育にかかわる勤務経験が3年以上の人

採用予定人数Ⅱ若干人



上級土木



上級建築



上級電気



動物飼育員

資産の 償却は31日(木) 申告月で 償却1ま

平成31年1月1日現在で、工場や商店などの事業に使用することができ、機械、装置、工具などの償却資産は、平成31年度分の固定資産税の対象となります。償却資産を所有する事業者には、12月中旬に申告用紙を送付しますので、市役所1階の税務課または新里・黒保根支所市民生活課へ申告してください。

また、インターネットを利用して地方税の手続きができるeLTAXでも申告できます。

問い合わせは、税務課家屋担当(☎内線233)へ。

桐生市総合教育会議を 開催します

総合教育会議とは

「総合教育会議」は、首長と教育委員会で構成され、教育行政の大綱の策定、教育条件の整備など重点的に講ずべき施策などについて協議・調整を行う会議体です。

平成30年度第1回会議

協議事項は、「今後の重点的に講ずべき施策などについて」です。

傍聴を希望する人は、午後3時から3時15分までに会場で申し込んでください。



平成29年度総合教育会議の様子

市税の滞納整理を 実施中です

納期限までの納付にご協力を

市税は、市の健全な財政運営を進めるうえで大切な自主財源です。

口座振替を利用しましょう

納期限日に振替となるため、納め忘れがなく便利で確実な納付方法です。

また、口座振替や窓口での納付以外に、パソコン・スマートフォンを使用するインターネットバンキングや、ペイジー対応のATM、コンビニエンスストアなどでも納めることができます。

市税を滞納すると

市税を納期限までに納めないと、延滞金も含めて納めていただくことになります。

また、督促や催告にもかかわらず納付されない場合には、給与や預貯金などの差し押さえを行うこともあります。

納期限までに市税を納付することができない場合は、納税課にご相談ください。

納税相談・受け付け

時間＝午前8時30分～午後5時（土、日、祝日、年末年始を除く）※午後5時から6時30分まで税証明交付コーナー（市役所1階）で納税のみ受け付けています。

場所＝納税課（市役所1階）

問い合わせは、納税課納税担当（☎内線239）へ。

会議は原則公開ですが、内容によっては一部非公開とする場合があります。
また、希望者多数の場合は入場を制限する場合があります。
期日 12月10日（月）
時間 午後3時30分から
場所 特別会議室（市役所3階）
問い合わせは、企画課企画担当（☎内線524）へ。

医療費のお知らせの 発送月が変わります

国民健康保険加入世帯に年4回通知している「医療費のお知らせ」のうち、10・11・12月診療分の発送月を、3月から2月に変更します。

「医療費のお知らせ」は、確定申告または市民税・県民税申告で、医療費控除の添付書類として使用できますので、大切に保管してください。なお、平成32年分以降の医療費控除では、添付が義務付けられます。

医療費のお知らせの問い合わせは、医療保険課国保係（☎内線258）、申告手続きの問い合わせは、税務課市民税担当（☎内線226～228）へ。

医療費のお知らせ発送月

記載される診療月	発送月（変更前→変更後）
1・2・3月	6月（変更なし）
4・5・6月	9月（変更なし）
7・8・9月	12月（変更なし）
10・11・12月	3月→2月

水道の凍結にご注意を

水道が凍結すると、水が出なくなったり、水道管やメーターが破損したりします。メーターより民地側で破損した場合、使用者または所有者が費用を負担することになりますので、ご注意ください。

問い合わせは、工務課給水係（☎内線331）へ。

凍結しやすい所

- ・屋外に露出している水道管
- ・家の外にある給水栓
- ・家の北側にあり、日の当たらない所の水道管やメーター
- ・風当たりの強い所にある水道管やメーター
- ・ボイラーや給湯器

水道の凍結を防ぐには

水道管や給水栓を保温材や毛布、布切れなどで濡れないように包む。



メーターを保護するためにメーターボックスの中に発泡スチロールなどを入れ、保温する。



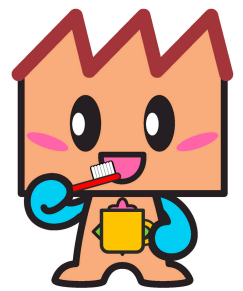
口から健康プログラム 12月中に申し込みを

歯科医院で集中的な個別プログラムを実施し、自宅でもできる、口の働きを維持するための知識と技術を身につけます。

プログラムの実施にはおおむね3か月かかるため、12月中に登録歯科医院で申し込みを済ませてください。
登録歯科医院は37か所あり

ます。広報きりゆう5月号の10ページに、登録歯科医院一覧が掲載されていますのでご覧ください。

対象は市内に居住する65歳以上の人のうち、チェックシートで1項目以上に該当した人回数11コース4回、おおむね3か月で終了
申し込みは登録歯科医院にあ



キノピー

るチェックシートに記入し、該当した場合は予約してください。なお、チェックシートは、市役所1階長寿支援課、各地域包括支援センター、市ホームページにあります。
問い合わせは、長寿支援課
長寿支援係（☎内線587）へ。

年金受給者が死亡したら届け出を

年金受給者が死亡したときは、14日以内に「年金受給権者死亡届」を桐生年金事務所へ提出してください。

なお、国民年金のみを受給していた場合は、市役所1階の市民課または新里・黒保根支所市民生活課で手続きができます。

また、死亡当時に年金受給者と生計をともにしていた遺族は、死亡した月分までの未支給年金を請求できる場合がありますので、ご相談ください。

問い合わせは、市民課年金係（☎内線273）または桐生年金事務所（☎44-2311）へ。

ご存知ですか登録型本人通知制度

登録型本人通知制度は、事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを、本人の代理人や第三者に交付したことを通知する制度です。委任状の偽造など、不正請求や事実関係を確認できません。

通知内容：証明書の交付年月日、種類、通数、交付請求者（代理人または第三者）の種別

対象：市内に住民票または本籍がある人（除かれた人も含む）

申し込み：本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）を持参し、市役所1階の市民課へ。

登録期間：登録日から3年間

問い合わせは、市民課住民係（☎内線245）へ。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の再発行は桐生年金事務所へ

平成30年中に納付した国民年金保険料の社会保険料控除を受けるために年末調整や確定申告を行うときは、日本年金機構が国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が必要です。

この証明書は、11月上旬に郵送されています。紛失してしまった場合などは、桐生年金事務所で再発行ができます。

なお、10月2日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納めた人に対する証明書は、平成31年2月上旬に送付します。

問い合わせは、桐生年金事務所（☎44 - 2311）へ。

The form is titled "社会保険料（国民年金保険料）控除証明書" (Social Security Contribution Exemption Certificate). It includes fields for the insured person's name and residence, and a table for payment status by month. A stamp from the "厚生労働省年金事業管理課長" (Director of Pension Administration, Ministry of Health, Labour and Welfare) is visible. The certificate is issued for the year 2018 (Heisei 30) on October 2nd. It shows a total payment of 10,000 yen for the year. The form also contains instructions and contact information for the Niihama Pension Office.

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

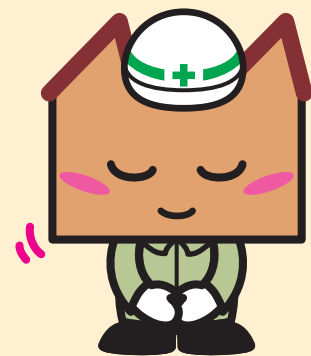
その土砂搬入、安全ですか 不適正な土砂の搬入にご注意ください

市では、搬入される土砂の安全性を確保することを目的として、平成14年から「桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」を施行しています。

お住まいの地域で、不適正と思われる土砂の搬入を目撃した際には、速やかに市役所または警察に通報してください。

面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満の土砂搬入を行おうとする際、または小さな面積でも容積が1,000立方メートル以上の土砂搬入を行おうとする際には、原則として市長の許可が必要となります。

問い合わせは、環境課環境保全係（☎内線313）へ。



キノピー